# 平成31年

## 第2回西原村臨時会会議録

平成31年 1月28日

平成 3 1 年 1 月 2 8 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

# 平成31年第2回臨時会会期日程表

月 日	曜	区分	日	程	備	考
1月28日	月	本会議	<ul><li>・開会</li><li>・会期の決定</li><li>・村長提案理由説明</li><li>・議案審議</li><li>(議案第7号~第</li></ul>			

# 提出議案等

(平成31年1月28日提出)

## (村長提出議案)

議案第	7号	平成30年度西原村一	一般会計補正予算	(第7号)	について
議案第	8号	工事請負契約の締結は	こついて		
議案第	9号	工事請負契約の締結は	こついて		
議案第1	0号	工事請負契約の締結は	こついて		
議案第1	1号	工事請負契約の締結は	こついて		
議案第1	2号	工事請負変更契約の紹	<b></b> 辞結について		
議案第1	3号	工事請負変更契約の紹	<b>締結について</b>		

## 目 次

第十章	号 (	1月2	8月)								
議事	日程	第1号	÷							• • • • • • • • •	1
出席詞	議員	氏名								• • • • • • • • • •	2
事務月	<b></b> 司職	員出席	者							• • • • • • • • • •	2
説明の	のた	め出席	した者の」	職氏名						• • • • • • • • • •	З
開会	• 開	議 …								• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	4
日程第	第	1	会議録署	名議員	負の指名に	ついて				• • • • • • • • • •	4
日程第	第	2	会期の決定	定につ	いて …					• • • • • • • • •	4
日程第	第	3	村長提案	理由説	色明 (議案	第7号~	第1	3号)		• • • • • • • • •	4
日程第	第	4	議案第	7号	平成30	年度西原	村一点	投会計補	]正子		
			算 (第7	号) に	ついて					• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	6
日程第	第	5	議案第	8号	工事請負	契約の締	結に、	ついて	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	7
日程第	第	6	議案第	9号	工事請負	契約の締	結に、	ついて	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	7
日程第	第	7	議案第1	0号	工事請負	契約の締	結に、	ついて	• • • • • •	• • • • • • • • •	7
日程第	第	8	議案第1	1号	工事請負	契約の締	結に、	ついて	• • • • • •	• • • • • • • • •	7
日程第	第	9	議案第1	2号	工事請負	変更契約	」の締約	洁につい	て		1 1
日程第	第1	0	議案第1	3号	工事請負	変更契約	」の締約	洁につい	て		1 6
閉台	会										1 7
型 /	々										1 0

# 第 1 号 ( 1月28日)

#### 平成31年第2回西原村議会臨時会会議録

平成31年1月28日、平成31年第2回西原村議会臨時会が西原村役場に 招集された。

#### 平成31年1月28日(月曜日) 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長提案理由説明(議案第7号~第13号)
- 日程第 4 議案第 7号 平成30年度西原村一般会計補正予算(第7 号)について
- 日程第 5 議案第 8号 工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第 9号 工事請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第10号 工事請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第11号 工事請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第12号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第10 議案第13号 工事請負変更契約の締結について

## 1、出席議員 (10名)

1 番 堀田直孝 君 上 髙 志 2 番 村 君 坂 本 隆 3 番 文 君 西 信 君 4 番 中 義 5 番 西 義 充 君 6 番 上 野 正 博 君 番 山 下 一 義 君 7 8 番 林 田 直 行 君 9 番 桂 悦 朗 君 1 0 番 宮 田 勝 則 君

### 2、欠席議員 (なし)

3、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長坂園まゆみ君議会事務局書記松永誠司君

4、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

 村長
 日置和彦君

 副村長
 内田安弘君

 総務課長
 西山春作君

 企画商工課長
 須藤 博君

 建設課長
 吉田光範君

 震災復興推進課長
 髙本孝嗣君

○議長(宮田勝則君)それでは、こんにちは。

本日は全員出席であります。

第2回の臨時会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、 平成31年第2回西原村議会臨時会を開会します。

ただいまより本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事 日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番議員、桂悦朗君、 1番議員、堀田直孝君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君)異議なしと認め、よって会期は、本日1日限りに決定いたしました。

日程第3、村長に提案理由の説明を求めます。

(村長 日置和彦君 登壇 説明)

**〇村長(日置和彦君)**本日は大変お世話になります。

平成31年第2回西原村議会臨時会の招集をお願いしましたところ、議員各位には公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、今回の臨時会は、工事請負契約の締結について等をお願いするものでございます。事務手続を考慮し、早急に議会の議決が必要となりましたので、議員各位には、ご多忙とは存じますが、臨時会をお願いいたしました。

平成28年熊本地震により被災しておりました畑、風当及び下布田地区の宅地の復旧工事につきまして、工事の入札が終わりましたので、今回工事請負契約の締結を提案させていただくものでございます。

今年に入り2回目の臨時会であります。今後も、一日も早く宅地の再生事業を進め、村民の方々がその集落でもとの生活ができますよう、そして今までよりも生活しやすくなった集落を目指していきたいと考えております。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第7号、平成30年度西原村一般会計補正予算(第7号)についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,512万 4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億9,636万 2,000円と定めるものでございます。

補正予算の内容を申し上げますと、歳入では、ふるさと納税災害復興復旧 寄附金2,512万4,000円の増額補正でございます。

歳出におきましては、災害復興基金積立金2,512万4,000円の増額補正、ふるさと納税寄附返礼品代等1,418万8,000円の増額補正等でございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第8号から議案第11号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案第8号から議案第11号につきましては、全て工事請負契約の締結についてでありますので、一括して提案させていただきます。

議案第8号、工事請負契約の締結について、宅地耐震化推進(大規模)滑動崩落対策工事(畑・風当03)。

議案第9号、工事請負契約の締結について、小規模住宅地区等改良工事 (畑・風当03)。

議案第10号、工事請負契約の締結について、宅地耐震化推進(大規模)滑動崩落対策工事(下布田10)。

議案第11号、工事請負契約の締結について、小規模住宅地区等改良工事 (下布田10)。

以上4件につきましては、熊本地震により被災した宅地等の復旧事業であり、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、震災復興推進課長よりご説明いたします。

議案第12号、工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

平成30年3月の第4回臨時会におきまして議決いただきました災害関連地域防災がけ崩れ対策工事(小森・宮山工区)につきまして、契約の変更が必要になりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、震災復興推進課長よりご説明いたします。

議案第13号、工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

平成30年3月の第4回臨時会におきまして変更契約の議決をいただきました田中高遊線道路災害復旧工事につきまして、再度契約変更が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設課長よりご説明申し上げます。

以上、本臨時会におきましては議案7件を提案させていただきました。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申 し上げまして、提案理由の説明を終わります。大変お世話になります。

○議長(宮田勝則君)以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第4、議案第7号、平成30年度西原村一般会計補正予算(第7号)についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 西山春作君 登壇 説明)

〇総務課長(西山春作君) それでは、議案第7号についてご説明いたします。 議案第7号、平成30年度西原村一般会計補正予算(第7号)。

平成30年度西原村の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,512万4,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億9,636万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年1月28日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入歳出補正についてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款17寄付金、項1寄付金、目1指定寄付金2,512万4,000円の増額補正、ふるさと納税災害復興復旧寄附金の増額でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 7 基金費2,512万4,000円の増額補正でございます。災害復興基金積立金の増額でございます。

その下になりますが、目8企画費1,418万8,000円の増額補正でございます。 ふるさと納税寄附返礼品代等の増額でございます。

それから、予備費に1,418万8,000円の減額補正を計上しております。 以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

**〇議長(宮田勝則君)**内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君)質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君)討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第7号、平成30年度西原村一般会計補正予算(第7号)について、原 案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君)全員起立であります。

よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第8号から日程第8、議案第11号までの工事請負契約の締結についてを一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君)異議なしと認め、一括議題といたします。

内容の説明を震災復興推進課長に求めます。

(震災復興推進課長 髙本孝嗣君 登壇 説明)

**○震災復興推進課長(高本孝嗣君)** それでは、議案第8号から議案第11号まで ご説明させていただきます。

まず、議案第8号及び議案第9号につきましては同一業者で同一地区内に ございますので、こちらについては一括してご説明をさせていただきたいと 思いますので、よろしくお願いいたします。

議案第8号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2 条の規定により議会の議決を求める。

平成31年1月28日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

- 1、契約の目的、西大滑第7号、宅地耐震化推進(大規模)滑動崩落対策工事(畑・風当03)。
  - 2、契約金額、1億4,273万6,482円。
- 3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字小森1262番地1、会 社名、高橋・山西特定建設工事共同企業体、代表者、高橋亘。

続きまして、議案第9号のほうを読み上げさせていただきます。

議案第9号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2 条の規定により議会の議決を求める。

平成31年1月28日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

- 1、契約の目的、西小規模第3号、小規模住宅地区等改良工事(畑・風当03)。
  - 2、契約金額、7,407万3,517円。
  - 3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字小森1262番地1、会

社名、高橋・山西特定建設工事共同企業体、代表者、高橋亘。

3枚めくっていただきたいと思います。

議案第8号及び議案第9号につきましては、同じ工区、同じ業者でございますので一括して説明させていただきますけれども、こちらにつきましては、畑・風当地区の主に風当の西側のほうに該当するところでございます。工法といたしましては、固化材盛土7カ所3,749㎡、固結エスラリー攪拌1カ所196本、ブロック積擁壁等25カ所、延べ1,023mの工事でございます。

続きまして、議案第10号及び議案第11号につきましても、同じ工区及び業者でございますので一括して説明させていただきます。

議案第10号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2 条の規定により議会の議決を求める。

平成31年1月28日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

- 1、契約の目的、西大滑第11号、宅地耐震化推進(大規模)滑動崩落対策 工事(下布田10)。
  - 2、契約金額、4億5,074万5,662円。
- 3、契約の相手方、所在地、熊本県菊池市野間口1097、会社名、緒方・長田特定建設工事共同企業体、代表者、緒方公一。

続きまして、議案第11号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2 条の規定により議会の議決を求める。

平成31年1月28日提出。

記。

- 1、契約の目的、西小規模第7号、小規模住宅地区等改良工事(下布田 10)。
  - 2、契約金額、1億4,649万4,337円。
- 3、契約の相手方、所在地、熊本県菊池市野間口1097、会社名、緒方・長田特定建設工事共同企業体、代表者、緒方公一。
  - 3枚めくっていただきたいと思います。

議案第10号及び第11号につきましては布田地区の下布田地区になります。 主に被災のひどかった布田川よりも南側の地区に該当し、県道熊本高森線の 北側の位置に属しております。

主な工法といたしましては、固化材盛土22カ所1万137.7㎡、網状鉄筋挿入工5カ所377本、固結エスラリー攪拌2カ所136本、ブロック積擁壁等74カ所、延べ2.695mでございます。

議員各位におかれましては、ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長(宮田勝則君)内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

なお、質疑される際には、議案番号を発言の上、質疑をお願いいたします。 質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員(林田直行君) 8番、林田です。

第8号、第9号についてちょっとお尋ねします。

私たち、見ても2つの事業が重なってこの工事をやるというような解釈でおりますが、図面を見て、例えば03-B2、03-A2というのがあります。そういうので事業分けがなっているのか、大体工法はいつも説明のあっているやり方と思っておりますので、事業的に2つ、1億4,000万円、あとは7,000万円だとか幾らだったか、そういう感じで出ておりますので、色分け的にはどうなっているのか、ちょっと説明をお願いします。

- 〇議長(宮田勝則君)復興推進課長。
- ○震災復興推進課長(高本孝嗣君)風当地区の図面におきましては、03-B3だったり、03-B2ということで青い点線で囲んでございますところ、これは主に宅地耐震化推進の大規模滑動崩落の工事を行うところをメーンにしております。小規模住宅地改良等が個人さんの住宅を守るための擁壁だったりブロック塀というふうに解釈していただきたいなと。

宅地耐震化の大規模滑動といいますのは集落全体の滑りどめをしたりするという工法でございますので、一概にその地区内に2つの事業名の工事があるということを解釈していただければというふうに思っておりますけれども、これをわかりやすいように、この工区については点線で、主にこれにつきましては固化材盛土だったり、今度はブロック塀だったり分けてございますけれども、大体ブロック塀についてが小規模で個人さんのやつをすると。宅地の耐震化大規模盛土、滑動崩落を防ぐのが青点線でしてありますように、要は土壌を改良したり固結工のスラリーの攪拌を、くいを打ったりするのが大規模滑動崩落の事業ということで、そのような解釈でございます。場所場所とは限りませんので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(宮田勝則君)8番、林田君。
- ○8番議員(林田直行君)大体その説明で、今の畑・風当地区のほうは大体点線があってわかるんですが、布田のほうもそういう解釈というか、そういう図面ではちょっとわからない。もう何せあわさって工事をやるというような感じで思っていいですかね。
- 〇震災復興推進課長(髙本孝嗣君)はい。
- ○8番議員(林田直行君) わかりました。
- ○議長(宮田勝則君)ほかに質疑ございませんか。

暫時休憩します。

(午後 4時25分)

(午後 4時27分)

- **○議長(宮田勝則君)** 休憩前に引き続き会議を再開します。 復興推進課長。
- ○震災復興推進課長(高本孝嗣君)布田地区のほうについては風当地区のように色分けがございませんので、布田地区については早急に、事業別ごとに色がわかりやすいような状態にしていきたいというふうに思っております。後ほど皆さん方には資料をご提示させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- ○議長(宮田勝則君)ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君)質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

議案第8号について討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君)討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第8号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成 の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君)全員起立であります。

よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

次に、議案第9号について討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君)討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第9号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成 の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君)全員起立であります。

よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

次に、議案第10号について討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君)討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第10号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成

の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

〇議長(宮田勝則君)全員起立であります。

よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

次に、議案第11号について討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君)討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第11号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成 の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

〇議長(宮田勝則君)全員起立であります。

よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第12号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。 内容の説明を震災復興推進課長に求めます。

(震災復興推進課長 髙本孝嗣君 登壇 説明)

**○震災復興推進課長(髙本孝嗣君)**議案第12号について説明させていただきます。

議案第12号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成31年1月28日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

- 1、契約の目的、西災関宅第4号、災害関連地域防災がけ崩れ対策工事(小森・宮山工区)。
  - 2、変更前契約金額7,214万8,195円、変更後契約金額8,773万7,219円。
- 3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字布田1291番地1、会 社名、株式会社下村組、代表者、下村一恵。

議案第12号につきましては、工事箇所につきまして、袴野集落及び宮山集落の4カ所を合冊工事での入札を行っております。当初設計が概算設計でありましたので、今回、詳細設計が確定し設計金額部分の変更が生じました。主な変更といたしましては、全体のブロック積擁壁工369㎡が466㎡となり約26%の伸び、吹付法枠工217.6㎡が289㎡となり、約33%伸びております。一方、地山補強土工は155.8㎡が143㎡となり、約8%ほど減っております。

また、構造物基礎地盤に出水が発生し、構造物基盤の安定を図るため工法の設計変更並びに基礎地盤安定処理工のためセメント系の配合固化材の数量の変更などがございます。

以上が主な原因となり、今回の変更契約となったわけでございます。 議員各位におかれましては、ご審議方よろしくお願いいたします。

- **〇議長(宮田勝則君)** 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
  - 8番議員、林田直行君。
- ○8番議員(林田直行君)8番、林田です。

1,600万円ぐらいの追加であったと思います。概算ということで、そのときはしようがないかと思っておりますが、20から30%ぐらいのアップというか、そこまでも誤差というか、大体今からもこういう狂いが出るならば、工法は別として平米数あたりが大幅に変わってくるということは、今後、この工事以外でも概算だから大きく狂ってくるんじゃないかという懸念もあります。大体概算と精細にぴしゃりしたときの誤差はこれくらいなものなのか、ちょっとお伺いいたします。

- 〇議長(宮田勝則君)震災復興推進課長。
- ○震災復興推進課長(高本孝嗣君)今回の契約につきましては、先ほど申し上げましたように4カ所の合冊工事ということでございまして、概算設計を昨年度末に出させていただいた工事でございます。今回は繰越明許分と事故繰分ということで去年3月にさせていただいておるわけでございますけれども、工事入札に関しましては、設計はあくまでも概算数量で設計した分で、金額が小さいものについては、本当に仮設費だったりそういったものがないものにつきましては、金額が率からすると大幅に違っているものもございます。

ある程度の詳細についてはほとんど変更することなくやっているわけでございますけれども、今やっている変更分につきましては、去年の3月にある程度の概算数量ではじかせていただいておる分で、当初より大幅な変更はなされるだろうということの想定はしております。今まで、小さいものでも100%ほど変更があっている部分もございます。今回は30%以内におさまっているので、我々といたしましてはいたし方ない部分があろうかと。あくまでも概算数量ではじいた分でございますので、その辺はご了承していただきたいというふうに思っております。以上でございます。

- 〇議長(宮田勝則君)8番、林田君。
- ○8番議員(林田直行君)いたし方ないというのはそれでもいいのかなという 疑問も少しはありますが、今はこういう状態なのでしようがないかなと思っ ております。今後、繰り越しあたりいろいろかかっているんで、こういう金 額が大幅に伸びてくるというと、いろいろ考えにゃんかなという感じも思っ ております。

これは工期も延びるのかな。どぎゃん。それはおいて、できれば、しようがない、しようがないで通してもらうんじゃなくて努力をしてもらっていただきたいということが、そうせんと財政的にもちょっと突っ込んで言わにゃ

んところも出てくるかなということもありますので、よろしく検討していただきたい。

工期はどうなっておるのか、ちょっとお伺いします。

- 〇議長(宮田勝則君)震災復興課長。
- ○震災復興推進課長(高本孝嗣君)この工事の工期につきましては、昨年度末のやつで入札を行いまして、今年度分、平成30年度分の末までで、一応3月までということで新年度になってから工期の変更をさせていただいておる分でございます。ある程度やはり増額になった分、ほかの箇所でも増額になった分、その工期、また工法が変わった分について、どうしても間に合わない部分については工期の変更はやむなくしているところもございます。

会計年度内に終わるのかというのをいつも心配されておりますけれども、 我々はそれはいつも重々承知の上、年度内の会計を超えることなく契約を今 までしておりますので、変更は仕方ないですけれども、工事の予算的なやつ に差し支えないような指導はしております。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(宮田勝則君)8番、林田君。
- ○8番議員(林田直行君)大変ご苦労はされておると思いますが、指導をしているということで、そこは安心しておって聞いておっていいのかなというか、現場には大分行っておるような気もしておりますので、十分監督責任をやっていただきたいと思います。以上です。
- 〇議長(宮田勝則君) 暫時休憩します。

(午後 4時40分)

(午後 4時41分)

- O議長(宮田勝則君)休憩前に引き続き会議を再開します。 村長より答弁いたします。 村長。
- **〇村長(日置和彦君)**こうやって金額の変更あるいは工期の変更、本来の姿ではないということは十分わかっております。ただ、莫大な事業量、約百二十七、八億円ほどございます。暫定で出していかないと全ての工事が終わらないということもございます。

そしてもう一つは、これだけの予算がございますけれども、やっぱり全体的にやっていかんと、地域の方々にうちあたりはどうなっているのだろうかと言われるものだから、それを少なくして発注しているところもございます、全体をするために。だから、今やっておる大切畑、古閑、布田、きょう承認していただきましたけれども、そういったところも多分に後で増額があるというふうに思います。全て大切畑、古閑は全部そのまま金額を出してしまうと下布田が着工できないということもございますので、全体をならすためにもそういった形で今発注をしております。

そして、財政ということでありますけれども、今この宅地の再生事業百二十七、八億円ございます。村の単費が約5億8,000万円、あとは社交金と起債を起こして90%の充当率と95%の交付税という形で、5%、税は半分に対して5%でありますので、全体としては2.5%の村の負担ということであります。ただ、事業名が変わりますと1割のところもございます。ということで、約8%そこそこが村の負担という形になります。

そしてもう一つは、やっぱり早くしなくちゃならないというのは、さっき言いました充当率100%、交付税率95%というのが、来年は充当率90%、交付税措置が56.2%になる可能性があると。今、3月に当初予算を組まなくてはなりませんけれども、当初予算はそれで組まざるを得ないと。国のほうがまたそれを伸ばすのか伸ばさんのか、何にも来ておりませんので、来年の当初予算は充当率が90%の交付税率56.2%、これで組ませていただいております。そしてその後、いや前年度並みでできますというたときにはまた幾らか減額というか修正しますけれども、そういったことで、だから早くしなくては村の負担がだんだんふえてくるということも考えられます。

しかしながら、私どもは来年は約7億2,000万円ほどこの予算を組みますけれども、よその自治体でまだおくれておるところは今から本格的になるということで、そういったところがありますので、多分私は、来年までは100%の95%ではなかろうかなというふうに思っております。ただ、国から何のまだ決定もありませんので、今のところは予算関係も充当率90%の交付税措置が56.2%で予算を組ませていただいています。だから、できるだけ早くこの復旧の事業もしなくてはならないということを思っております。

去年は全国的に災害が多うございました。だんだん国のほうも財政が厳しくなりはせんかなというふうに思っておりますので、我々は一日も早くこの事業を済ませて、そしてその後にそれぞれが家を建てていただくならばということを思っております。

やはり被災された方、被災していない方、いろいろありますけれども、被災された方のことを思いながら一日も早く集落再生をするならばというふうに思っておりますので、そこら辺も含んでいただいて、今回の増額、また今後もあります。多分にあります。大切畑にしろ古閑にしろ布田にしろ、全て増額、増額となってくるところがあると思いますので、そこら辺はご理解いただきたい。これは満遍なく仕事が進むためにも、そして出しておけばその仕事は進んでいきますので、ところが、金が来んと出されんというといつまでも進みませんので、そういったことというふうに捉えていただいてご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

- ○議長(宮田勝則君)林田君、よございますか。
- ○8番議員(林田直行君)はい。
- ○議長(宮田勝則君)ほかに質疑ございませんか。

3番議員、坂本隆文君。

#### ○3番議員(坂本隆文君) 3番、坂本です。

全体的な工事についてご質問ですけれども、ことしから本格的に工事が広範囲で行われます。心配されるのは、役場の震災復興課の職員がそれに対して対応しなければならないと。震災復興課は集落再生等今までも一生懸命になられて、集落に根づいて夜も何回も出ていって説得されて、大変な部署だと思います。また、それに対してこれからは工事が全部で始まりますけれども、その対応に相当負担がかかるんではないかと思っております。4月には異動があると思いますけれども、その辺のお考えはどういうふうに対応できるのかを教えてください。

#### 〇議長(宮田勝則君)村長。

**〇村長(日置和彦君)**今、坂本議員がおっしゃるとおりでございます。職員も限られた中、しかもこの仕事に携わる人は、それなりに土木を少しでもかじっておらんとできないと。一般事務をしてきた人にはなかなかわかりにくいということでございます。

きょう午前中も熊本県の中央広域の関係で会議がありまして、市町村課の間宮課長に会うことができましたけれども、こちらから来年もお願いしますと。県のほうから、いい答えが出ますようしばらく待ってくださいという話も聞きました。ただ、佐賀県、佐賀市ができないということであります。川崎市もできないというところでございます。それじゃ足らんじゃないかと言われますけれども、山鹿市から1人、相良村から1人、ことしは別に来ていただくということになっております。今後ともいろんなところに働きかけて、任期つきの職員も今募集をかけております。

そういったことで、余り無理をすると病気になったりしますので、そこら 辺は考えながら進めていかないといけないということでありますけれども、一つのピークは終わりました。これを設計して住民と説明会のピークは終わりました。あとは現場を見る人、だから、1人で1カ所じゃなくして2カ所見ることもあるかと思います。その職員の労力を減少するためにも少し大きくして発注しております。ベンチャー企業体をつくって、そのことによって例えば5億円の仕事があるんなら、それを1本で出すのと、5億円を5,000万円で出すと10本あります。10カ所見なくちゃならないと。じゃなくして、1社ずつとられた場合は10社と交渉しなくてはならない、相手は。だから、それを1社でするようにということで今、大きく出して発注をさせていただいております。そのことによって相手が減ってきます。10カ所とも1人の業者と話をすればいいというような形で今発注しておりますので、そこら辺も労力の節減になりはしないかなというふうに思っております。

ともあれ、復興課の職員は大変苦労しておりますけれども、土木に携わった職員は全部やってもなかなか厳しいところもございますので、また来年は

課の編成も考えながら進めていきたいなというふうに思っております。また何かあるときは言っていただければ、私どももそれに対応していきたいなと。しかし、限られた人数でやらなくちゃならないということはご理解いただきたいというふうに思います。それも、少しだけでも労力を減少させるためには何らかの手だてをしなくちゃなりませんけれども、来ていただくか来られんかということは相手次第でありますので、今のところ、いましばらく職員関係を、来ていただくか見ていきたいなというふうに思っております。以上です。

- 〇議長(宮田勝則君)3番、坂本君。
- ○3番議員(坂本隆文君)ありがとうございます。

いきなりわからない職員が行っても何もできないというのが現状だと思います。一生懸命頑張られている職員がたくさんおられますので、その辺を体を壊さないようにやはりしていかなければならないと思います。その辺はよろしくお願いいたします。以上です。

○議長(宮田勝則君) ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君)質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君)討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第12号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに 賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君)全員起立であります。

よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第13号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。 内容の説明を建設課長に求めます。

(建設課長 吉田光範君 登壇 説明)

**〇建設課長(吉田光範君)**議案第13号についてご説明いたします。

議案第13号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成31年1月28日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。 記。

1、契約の目的、災補道第2463号、田中高遊線道路災害復旧工事。

- 2、変更前契約金額6,549万1,200円 (税抜き額6,064万円)、変更後契約金額6,564万6,720円 (税抜き額6,078万4,000円)。
- 3、契約の相手方、所在地、熊本県菊池郡大津町大林310番地、会社名、 肥後木村組株式会社、代表者、代表取締役澤村奈古。

今回提案させていただきました議案につきましては、平成30年3月第1回 定例会におきまして工期の変更、その後、平成30年3月の第4回臨時会にお きまして契約金額の変更を議決いただきました村道田中高遊線道路災害復旧 工事でございます。今回は、さらに契約金額の変更が必要となりましたので 工事請負契約の変更をお願いするものであります。

なお、工事の進捗状況につきましてはほぼ完了しております。以上でございます。ご審議方よろしくお願いしておきます。

○議長(宮田勝則君)内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君)質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第13号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに 賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君)全員起立であります。

よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

〇議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、これをもって平成31年第2回西原村議会 会臨時会を閉会いたします。

午後 4時56分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 宮田勝則

9番議員 桂 悦 朗

1番議員 堀田直孝